

## ～70歳以上のお客さまへ～

### IC キャッシュカード引出限度額の 50 万円への引き下げについて

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、これまで様々な手口の特殊詐欺に対し、お客さまの大切な財産をお守りするため各種の対応を実施してまいりました。

昨今では、「カードすり替え詐欺\*」が多数発生し、愛知県警察からも注意喚起がなされていることから、今般、「カードすり替え詐欺」の被害防止のために、次のように IC キャッシュカードの引出限度額の引き下げをすることといたしました。

#### (IC キャッシュカード引出限度額の引き下げ)

対象となるお客さま	70歳以上で引出限度額について、個別の金額設定をされていないお客さま
引出限度額の変更	50万円に引き下げします。
実施日	令和2年12月3日より

- 現在、70歳以上で3年以上キャッシュカードでの出金取引のないお客さまの引出限度額は10万円にしており、引き続き実施いたします。

今回の対応によって不都合が生じる場合は、令和2年11月中にお取引店舗の窓口にお申し出ください。お申し出のお客さまには、引出限度額の変更のお手続きをご案内いたします。なお、引出限度額の変更は、当金庫の ATM またはお取引店舗の窓口で行うことができます。

今回の対応につきましては、趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点につきましては、お取引店舗にお問い合わせさせていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

(\*) カードすり替え詐欺とは、詐欺グループが事前に電話し、自宅を訪問、「キャッシュカードと暗証番号を書いたメモを封筒に入れて、保管するように」と指示し、「封印には割り印が必要」と言い、印鑑を取りに行った際に、あらかじめ用意していた別の封筒とすり替える手口をいいます。

